

令和7年度特定随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約）一覧表

担当課等 文化財課

つがる市財務規則第140条の2の規定に基づき、次のとおり公表します。

契約締結 前の公表	公表年月日	令和7年4月1日	
	物品又は役務の名称／数量	森田歴史民俗資料館施設管理業務委託	
	履行期間又は履行期限	令和8年3月31日まで	
	契約の相手方の決定の方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2 市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 市と契約実績がありかつ当該履行状況が良好であること。	
	契約の相手方となろうとする者の申込みの方法	見積書の提出による	見積書提出期限 令和7年4月2日 縦覧場所 松の館 教育委員会教育部文化財課
契約締結 後の公表	公表年月日	令和7年4月2日	
	契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）	青森県つがる市木造末広42番地3 公益社団法人 つがる市シルバー人材センター 理事長 竹内 清弘	
	契約年月日	令和7年4月1日	
	契約金額	¥1,140,249－	
	契約の相手方を決定した理由	上記条件を満たしているものが当該団体のみであること。（また、当該業務を委託することにより、市の高齢退職者の就業機会の確保と社会参加を促進し生きがいを支援できるため。）	